

春の全国交通安全運動 ストップ・ザ・交通事故～めざせ安全で安心な北海道～

4月6日から4月15日までの期間、春の全国交通安全運動が実施されました。今回は、毎年恒例の旗波作戦と、朝の交通安全活動取材しました。

たなびく交通安全の旗

倶知安町では4月10日に中小企業センター前で、「交通事故ゼロを目指す日」街頭啓発セレモニー及び旗波作戦が実施されました。国道5号線沿いの歩道で、交通安全の旗をなびかせてドライバーや歩行者の方々に交通安全を訴えました。300人を超える人々が旗を振る光景はまさしく『旗の波』でした。

この旗波作戦には、毎年多くの方が参加されます。今回のような身近な活動が功を奏し、倶知安町では4月現在で、交通事故ゼロの日が1600日を超えるまでに至りました。セレモニーに参加した福島町長は、「1600日の次は2000日、その次は2500日を目指して、頑張っていきたい」と挨拶をしました。

事故死ゼロは続いています。倶知安町における今年の交通事故の発生件数は、残念ながら昨年と比べて少し多いそうです。集まった町民たちは、悲惨な事故を少しでも減らしたい、事故死ゼロの日がいつまでも続いてほしいという強い願いを込めて旗を振っていました。



△中小企業センター前のセレモニー



△歩道に広がる『旗の波』



△見守られながら横断歩道を渡る子どもたち



△指導員と笑顔で話す小学生

子どもを見守る優しい瞳

春の全国交通安全運動の期間、子どもが登校する朝7時半～8時ごろには、多くの方が街頭に立って子どもの通学を見守っていました。取材した日の朝は、久しぶりにうっすら雪化粧をしていました。肌寒い中、16カ所で行われた交通安全活動。子どもたちは元気いっぱい、大きな声で「おはようございます」と挨拶する姿に、見守る大人たちにも笑みがもれていました。

街頭には、交通安全指導員、交通安全母の会の方、PTA、町内会の方たちが立って活動をしていました。複数の町内会で協力している場所もありました。子どもたちの中には、指導員の方たちと仲良く話をする子もいました。地域の大人が一丸となって子どもを守り、子どもたちは見守られながら日々を楽しく過ごす。そんな地域の繋がりが垣間見える1シーンでした。

消費者コーナー 倶知安消費者協会

①会員募集・研修参加者を募集します。どちらでも下記の消費者協会事務所へお電話でご一報下さい。係から詳しくご案内致します。

②春のリサイクル市

5月18日(土)10時～14時 受入れ

5月19日(日)10時～14時 売出し

個人売りをご希望の方は17日までに、消費者協会へ電話で申し込んで下さい。その折、詳しくご案内致します。

5月上旬、道新に案内チラシを入れます。

③悪徳商法追放行動を

5月30日の消費者の日にあわせて街頭行動を致しますので、町民の皆様のご協力とご理解をお願い致します。

④戸口に貼る「悪徳商法ストップ」のシールの

残りが少々ありますので、張り出した方は、お申込み下さい。

■消費者生活相談室(公民館1階団体室)
月・水・金曜日10時～15時

☎23-1522

「町内ニュースをお知らせします」

○国民健康保険税介護分の限度額改定について

国民健康保険税の介護分賦課限度額を、平成 25 年度分から国の基準に合わせ 11 万円から 12 万円に改定いたします。なお税率、均等割及び平等割の改定はありません。

この改定は、国民健康保険の医療費が、加入者の高齢化や医療技術の高度化等により年々増加し、今後もこの傾向が続くものと予想されることから、一定の所得のある世帯の方々に応分の負担をいただくことで、国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するために行うものです。

賦 課 限 度 額			
年 度	平成 25 年度	平成 24 年度	増加金額
医療分	51 万円	51 万円	なし
後期分	14 万円	14 万円	なし
介護分	12 万円	11 万円	1 万円

○特定世帯に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等について

平成 25 年度税制改正により、国民健康保険の被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の 5 年間 2 分の 1 減額する現行措置に加え、その後 3 年間 4 分の 1 減額する措置を講ずることとします。

①保険税軽減措置に係る特例

軽減を受けている世帯について、従前と同様の軽減措置を受けることができるよう、後期高齢者医療制度に移行したことにより、これまで 5 年間に限り、国民健康保険の被保険者でなくなった方（特定同一世帯所属者といいます）を含めて軽減対象基準額を算定している措置について、期限を区切らない恒久措置とします。

②世帯別平等割額に係る特例

二人世帯で、一人が後期高齢者医療制度に移行し、もう一人が国民健康保険に残った世帯（特定世帯といいます）となる方について、5 年間平等割額を半分とした措置について、軽減割合を現在のもう半分である 4 分の 1 として 3 年間延長します。

詳しくは、住民課国保医療係まで ☎ 56-8006



【パソコン・携帯電話機の受入について】

パソコン・携帯電話は、直接清掃センターへ搬入したもののみ受入をします。

ごみステーションに出されても回収しませんのでご注意ください。



料金は 10kg につき 40 円です。

従来の回収ルート（メーカー、3R 推進協会など）への排出も可能です。



※町で収集しない家電

テレビ・冷蔵（冷凍）庫・洗濯機
衣類乾燥機・エアコン



（家電販売店などにお問い合わせください。）

皆様のご協力をお願いします！

【春のクリーン作戦！】



少しずつ春の訪れをかんじるようになりました。今年も「春のクリーン作戦」をお願い致します。お住まいの地域でお声掛けがありましたら、ご協力、ご参加をよろしくお願い致します。学校や会社、各種団体で実施される場合につきましては、役場・環境対策課までご連絡下さい。

役場・環境対策課 ☎ 56-8008

